

【高等学校教諭普通免許状の取得】

※所有する免許等により、様々な取得方法があります。

次により該当するページをクリックしてください

- 大学等を卒業して初めて免許状を取得する方、すでに取得した免許状の単位を流用して免許状を取得する方は、別表第1 ([2ページ](#)) を参照してください。

(1) 高等学校教諭一種免許状

別表第1 ([2ページ](#)) の他に、所有する免許等を利用して、表の方法により取得することもできます。

所有する免許等	在職年数等	適用	該当ページ
高等学校教諭専修免許状 又は一種免許状(他教科)	—	別表第4	9
高等学校助教諭(臨時)免許状	4年制大学卒業…3年以上	別表第3	5
	短大卒業…5年以上		4
	高校卒業…10年以上		6
	看護師免許で教科「保健」を取得		7
中学校教諭の専修免許状又は 一種免許状	3年以上	別表第8	10

(2) 高等学校教諭専修免許状

別表第1 ([2ページ](#)) の他に、所有する免許等を利用して、表の方法により取得することもできます。

所有する免許等	在職年数	適用	該当ページ
高等学校教諭専修免許状 (他教科)	—	別表第4	9
高等学校教諭一種免許状又は 高等学校教諭特別免許状	3年以上	別表第3	8

※ 在職年数は、所有する免許等での在職年数です。

※ 「4年制大学卒業」には大学に3年以上在学し、93単位以上を修得した場合を含みます。

1 大学等を卒業して高等学校教諭普通免許状を取得する（免許法別表第1）

【基礎資格】

種類	基礎資格
専修	修士の学位（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）
一種	学士の学位（学校教育法第102条第2項により大学院への入学を認められる場合を含む。）

【最低単位数等】（施行規則第5条）

※認定課程を有する大学等で単位を修得

科目名（下記のすべての事項を修得することが必要）		受けようとする免許状の種類		単位数	
		専修	一種	専修	一種
単位の 内訳	第2欄 教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 (P12、13の表における各科目について、一般的包括的内容を含み1単位以上)		24	24
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） （取得しようとする教科の指導法に限る。） （施行規則第5条表備考第5号を適用する場合は1単位以上）	4単位以上 (1)		
	第3欄 教育の基礎的理解に 関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10 (4)	10 (4)
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
第4欄 道徳、総合的な学習 の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相 談等に関する科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 (1単位以上)		8 (5)	8 (5)	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） （道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に含まれる場合は、修得を要しない。）				
	総合的な探究の時間の指導法				
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術				
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法（1単位以上）				
第5欄 教育実践に関する 科目	生徒指導の理論及び方法		3 (2)	3 (2)	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
第6欄	大学が独自に設定する科目		36	12	
	・専修免許状 第2～第5欄について修得する。なお、36単位のうち、24単位は大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で修得すること。 ・一種免許状 第2～第5欄、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目について修得する。				
施行規則第66条の6に定める科目（「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位）				8	8

()は施行規則第5条表備考第5号を適用する場合の最低修位数字

- ※1 一種免許状を有している者又は所要資格を得ている者が、専修免許状を受けようとする場合、一種免許状に係る単位は既に修得したものとみなします。
- ※2 教科「数学」、「理科」、「音楽」、「美術」、「工芸」、「書道」、「農業」、「商業」、「水産」及び「商船」の免許を受けようとする場合は、「各教科の指導法」及び第3～第5欄に係る単位数の半数までを「教科に関する専門的事項」について修得することができます（単位数欄の()のとおり）。この場合、「教職に関する科目」の各科目について網羅して修得することを要しません。
- ※3 教科「工業」の免許を受けようとする場合は、「各教科の指導法」及び第3欄～第5欄の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」に替えることができます。
- ※4 専修又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」は8単位まで、「教育の基礎的理解に関する科目」は6単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生活指導、教育相談等に関する科目」は4単位まで、「指定大学が加える科目」をもってあてることができます。

(1) 教科及び教職に関する科目

ア 教科に関する専門的事項（一覧については [12、13 ページ](#)のとおり）

(ア) 免許教科の種類に応じ、各科目それぞれ1単位以上の単位を修得する必要があります。

(イ) 全ての科目について、一般的包括的内容を含んで修得する必要があります。ただし、修得する全ての単位が当該内容を含んでいる必要はなく、各科目の中で当該内容のものも含めて単位を修得すれば足ります。

一般的包括的内容を含む単位の修得は一つの大学で行います。（1科目に含まれる内容を複数大学で積み上げ、全体として一般的包括的内容を含んで単位を修得したとみなすことはできません。）

イ 教育実習

(ア) 中学校及び高等学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校、特別支援学校の中学部又は高等部を含む。）の教育を中心とします。

(イ) 1単位まで、学校体験活動の単位を含むことができます。ただしこの場合、他の校種の教育実習の単位をもって替える（下記(ウ)）ことができません。（学校体験活動：学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後もしくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動で教育実習以外のもの）

(ウ) 単位については、中学校又は高等学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校、特別支援学校の中学部又は高等部を含む。）の教員として良好な成績で勤務した者については、経験1年につき1単位の割合で、「教科及び教科の指導法に関する科目」中の「各教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（「教育実習」を除く。）の単位をもって、これに替えることができます。

（取得しようとする教科の経験である必要はありません。また、単位を振り替えるもので、単位数を減じるものではないことに留意すること。）

ウ 教職実践演習

平成22年3月31日までに課程認定大学等に入学した者については、次のとおり取り扱います。

- 平成25年3月31日までに総合演習の単位を修得した者については、それが他の学校種において修得したものであっても、新たに教職実践演習を修得する必要はありません。
- 平成22年3月31日に在学し、卒業までに旧規則における「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得すれば、総合演習の単位を教職実践演習の単位とみなします。

エ 単位の流用

幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状を受ける要件を満たしている場合、次のそれぞれの科目の単位をあてることができます。ただし、必要な事項を含んで修得していない場合は、その事項について新たに修得することが必要です。

（例：幼稚園免許から流用する場合には「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」における「総合的な探究の時間の指導法」、「特別活動の指導法」、「生徒指導の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を修得することが必要です。）

有する免許状	流用できる単位数（上限）			
	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実習	教職実践演習
幼稚園 小学校 中学校	8（6）	2	2	2

・（ ）は二種免許からの流用の場合の単位数

・流用により、各科目について、最低単位数を超えて修得したこととなる場合は、超えた単位を、「教科又は教職に関する科目」にあてることができます。

2 教員としての在職年数を利用して上位の高等学校教諭免許状を取得する（免許法別表第3）

(1) 高等学校助教諭免許状を有する教員が、高等学校教諭一種免許状を取得する場合

【短期大学等卒業】（准学士を有する者、大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者もこの表による。）

高等学校助教諭免許状の取得後、 高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12
最低単位数（各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。）		45	40	35	30	25	20	15	10
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項（P12、13の表における各科目について、それぞれ1単位以上（ただし、最低修得単位数が3から5の場合は、「地理歴史」「数学」「理科」「音楽」「美術」「工芸」「書道」「保健体育」「家庭」「情報」「福祉」並びに「英語」においては、3科目について各1単位以上修得することで足りる。）		10	9	8	7	6	5	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。）		12	11	10	9	8	7	6	4
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				2			1	
	教科及び教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）								
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な探究の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	6	5	4	3	2	1		
大学が独自に設定する科目 （上記「教科及び教科の指導法に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目から修得すること。）		8	7	6	5	4	3		

※ 表の見方

助教諭免許状取得後の在職年数によって、一種免許状の取得に必要な単位数が異なります。

(例) 在職年数が10年の場合、次の単位を含み、合計20単位の修得が必要です。

- ・教科に関する専門的事項を5単位以上（例：数学の場合…代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータのうち3科目以上から修得（P13備考参照））
- ・各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を7単位以上（内訳は教育の基礎的理解に関する科目から1単位以上、各教科の指導法の科目及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目から3単位以上）
- ・大学が独自に設定する科目を4単位以上

注意 免許状申請時に高等学校助教諭免許状が有効期間内である必要があります。

【在職年数について】

- 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- 特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程の教員としての期間を含みます。なお、非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて表を適用します。
- 休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。
- 取得する免許状に係る教科を担当した年数である必要があります。

【修得する単位について】

- 高等学校助教諭免許状の取得後に、大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法」の単位は、受けようとする免許教科について修得することが必要です。
- 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合、重複分は単位として使用できません。ただし、当該重複単位の合計が2単位を超えない場合で、かつ、免許状の授与権者が承認した場合を除きます。
- 「教科に関する専門的事項」の最低単位数が3～5の場合、「地理歴史」「数学」「理科」「音楽」「美術」「工芸」「書道」「保健体育」「家庭」「情報」「福祉」並びに「英語」においては、3科目について各1単位以上修得することで足りる。

(2) 高等学校助教諭免許状を有する教員が、高等学校教諭一種免許状を取得する場合

【4年制大学卒業】

- ①大学に3年以上在学し93単位以上を修得した場合、又は
②大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し93単位以上修得した場合

高等学校助教諭免許状の取得後、 高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数		3	4	5	6
最低単位数（各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。）		25	20	15	10
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項（P12、13の表における各科目について、それぞれ1単位以上（ただし、「地理歴史」「数学」「理科」「音楽」「美術」「工芸」「書道」「保健体育」「家庭」「情報」「福祉」並びに「英語」においては、3科目について各1単位以上修得することで足りる。）		5		4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 （内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。）		7	6	5	4
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				1
	教科及び教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な探究の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	3		2	1
大学が独自に設定する科目 （上記「教科及び教科の指導法に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、 大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目から修得すること。）		8	6	5	3

※ 表の見方

助教諭免許状取得後の在職年数によって、一種免許状の取得に必要な単位数が異なります。

（例）在職年数が6年の場合、次の単位を含み、合計10単位の修得が必要です。

- ・教科に関する専門的事項を3単位以上（例：数学の場合…代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」コンピュータのうち3科目以上から修得（P13備考参照））
- ・各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を4単位以上（内訳は教育の基礎的理解に関する科目から1単位以上、各教科の指導法の科目及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目から1単位以上）
- ・大学が独自に設定する科目を3単位以上

注意 免許状申請時に高等学校助教諭免許状が有効期間内である必要があります。

【在職年数について】

- 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- 特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程の教員としての期間を含みます。なお、非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて表を適用します。
- 休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。
- 取得する免許状に係る教科を担当した年数である必要があります。

【修得する単位について】

- 高等学校助教諭免許状の取得後に、大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法」の単位は、受けようとする免許教科について修得することが必要です。
- 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合、重複分は単位として使用できません。ただし、当該重複単位の合計が2単位を超えない場合で、かつ、免許状の授与権者が承認した場合を除きます。
- 「地理歴史」「数学」「理科」「音楽」「美術」「工芸」「書道」「保健体育」「家庭」「情報」「福祉」並びに「英語」においては、3科目について各1単位以上修得することで足りる。

(3) 高等学校助教諭免許状を有する教員が、高等学校教諭一種免許状を取得する場合

【高等学校等卒業】

- ①短期大学士及び準学士の称号を有する者
②大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者を除きます。

高等学校助教諭免許状を取得後、高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26					
最低単位数（各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。）	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10					
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項 (P12、13の表における各科目について、それぞれ1単位以上（ただし、最低修得単位数が3から5の場合は、「地理歴史」「数学」「理科」「音楽」「美術」「工芸」「書道」「保健体育」「家庭」「情報」「福祉」並びに「英語」においては、3科目について各1単位以上修得することで足りります。))	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	3					
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（内訳は前ページののとおり。全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。）	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	11	10	8	6	4					
教育の基礎的理解に関する科目					4					3					2			1				
教科及び教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			12			11			9			8			7	6			5	4	2	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			12			11			9			8			7	6			5	4	2	1
大学が独自に設定する科目 (上記「教科及び教科の指導法に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目から修得すること。)	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6			5			4			3		

※ 表の見方

助教諭免許状取得後の在職年数によって、一種免許状の取得に必要な単位数が異なります。

(例) 在職年数が26年の場合、次の単位を含み、合計10単位の修得が必要です。

- ・教科に関する専門的事項を3単位以上（例：数学の場合…代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータのうち3科目以上から修得（P13備考参照））
- ・各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を4単位以上（内訳は教育の基礎的理解に関する科目から1単位以上、各教科の指導法の科目及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目から1単位以上）
- ・教職に関する科目4単位（『「教職の意義等に関する科目」又は「教育の基礎理論に関する科目」』1単位、「教育課程及び指導法に関する科目」1単位を含む。）
- ・大学が独自に設定する科目を3単位以上

注意 免許状申請時に高等学校助教諭免許状が有効期間内である必要があります。

【在職年数について】

- 1 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- 2 特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程の教員としての期間を含みます。なお、非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて表を適用します。
- 3 休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。
- 4 取得する免許状に係る教科を担当した年数である必要があります。

【修得する単位について】

- 1 高等学校助教諭免許状の取得後に、大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 2 「教科及び教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法」の単位は、受けようとする免許教科について修得することが必要です。
- 3 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合、重複分は単位として使用できません。ただし、当該重複単位の合計が2単位を超えない場合で、かつ、免許状の授与権者が承認した場合を除きます。
- 4 「教科に関する専門的事項」の最低単位数が3～5の場合、「地理歴史」「数学」「理科」「音楽」「美術」「工芸」「書道」「保健体育」「家庭」「情報」「福祉」並びに「英語」においては、3科目について各1単位以上修得することで足りります。

(4) 高等学校助教諭免許状（保健）及び看護師免許を有する教員が、高等学校教諭一種免許状（保健）を取得する場合

ア 修業年限が3年の看護師養成施設を卒業

高等学校助教諭免許状を取得後、 高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	4	5	6	7	8	9	10	11
最低単位数（各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。）	45	40	35	30	25	20	15	10
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項（P13の表における「保健」について、それぞれ1単位以上）	10	9	8	7	6	5	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（内訳はP5のとおり。全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。）	12	11	10	9	8	7	5	4
教育の基礎的理解に関する科目					2	1		
教科及び教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	6	5		4		3	2	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目								
大学が独自に設定する科目 （上記「教科及び教科の指導法に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目から修得すること。）	8		7	6	5	4		3

イ 修業年限が2年の看護師養成施設を卒業

高等学校助教諭免許状を取得後、高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
最低単位数（各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。）	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項 （P13の表における「保健」について、それぞれ1単位以上）	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 （内訳はP5のとおり。全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。）	16	15	14	13	12	11	10	9	7	6	4
教育の基礎的理解に関する科目	3							2	1		
教科及び教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8	7		6		5		4		2	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目											
大学が独自に設定する科目 （上記「教科及び教科の指導法に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目から修得すること。）	11	10	9	8	7	6	5	4		3	

注意 免許状申請時に高等学校助教諭免許状が有効期間内である必要があります。

【在職年数について】

- 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- 特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程の教員としての期間を含みます。なお、非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて表を適用します。
- 休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。
- 取得する免許状に係る教科を担当した年数である必要があります。

【修得する単位について】

- 高等学校助教諭免許状の取得後に、大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法」の単位は、受けようとする免許教科について修得することが必要です。
- 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合、重複分は単位として使用できません。ただし、当該重複単位の合計が2単位を超えない場合で、かつ、免許状の授与権者が承認した場合を除きます。

(5) 高等学校教諭一種免許状を有する教員が、高等学校教諭専修免許状を取得する場合

高等学校教諭一種免許状の取得後、高等学校教諭として良好な成績で勤務した在職年数	3
高等学校教諭一種免許状の取得後、 大学院等において修得を必要とする最低単位数	15

(6) 高等学校教諭特別免許状を有する教員が、高等学校教諭専修免許状を取得する場合

高等学校教諭特別免許状の取得後、高等学校教諭として良好な成績で勤務した在職年数	3	
高等学校教諭特別免許状の取得後、 修得を必要とする最低単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の 教育の基礎的理解に関する科目等	10
	大学が独自に設定する科目	15

注意

【在職年数について】

- 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- 特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程の教員としての期間を含みます。なお、非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて表を適用します。
- 休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。
- 取得する免許状に係る教科を担当した年数である必要があります。

【修得する単位について】

- 「大学が独自に設定する科目」については、大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で「教科及び教職に関する科目」のうちから任意に取得できます。
- 「大学が独自に設定する科目」の15単位のうち、3単位までは「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目の単位をあてることができます。
- 高等学校教諭特別免許状を有する教員が、専修免許状を取得する場合の「各教科の指導法に関する科目」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目」については、次の単位を修得するものとします。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目 6単位
- ・ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 4単位

- (5)の場合において、平成12年7月1日現在で在職年数が3年以上の者は、次のとおり単位の通減措置を受けることができます（12年改正法附則第4項）。

高等学校教諭一種免許状を取得した後、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	3	4	5	6
高等学校教諭一種免許状を取得した後、大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科において修得を必要とする最低単位数	15	12	9	6

平成16年3月31日までに、上進に必要な所要資格を満たした場合に適用されます。

3 高等学校の他の教科の免許状を取得する（免許法別表第4）

他の教科の免許状を取得しようとする場合は、表に示す単位の修得が必要です。

		高等学校教諭	
		専修免許状	一種免許状
有することを必要とする当該校種の免許状		専修免許状	専修免許状 一種免許状
法 教 に 科 関 及 す び る 教 科 目 科 の 指 導	教科に関する専門的事項 (P12、13の表にある各科目について、一般的包括的内容を含み1単位以上)	20	20
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） (取得しようとする教科の指導法に限る。)	4	4
大学が独自に設定する科目		24	

※ 大学（二種免許状の取得においては短期大学を含む。）、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位を修得することが必要です。

※ 単位の修得時期については、基礎となる免許状の取得以前以後を問いません。

※ この表により他の教科の専修又は一種免許状を取得しようとする者が、既に当該他の教科の一種又は二種免許状を所有している場合、専修又は一種免許状取得に必要な単位と、一種又は二種免許状取得に必要な単位との差について修得することになります。

※ 中学校教諭一種免許状に係る単位については、短期大学及び短期大学の専攻科でも修得できます。

ただし、その単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差引いた単位数については、短期大学の専攻科において修得することが必要です。

1 教科に関する専門的事項

(1) 取得する免許状に係る教科の各科目について1単位以上修得する必要があります（教科に関する専門的事項に関する科目及びその取得方法については、[P12、13](#)を参照）。

(2) 各科目について、一般的包括的内容を含んで修得する必要があります。ただし、修得する全ての単位が当該内容を含んでいる必要はなく、各科目の中で当該内容のものも含めて単位を修得すれば足ります。

一般的包括的内容を含む単位の修得は一つの大学で行います（1科目に含まれる内容を複数大学で積み上げて、全体として一般的包括的内容を含んで単位を修得したとみなすことはできません。）。

2 大学が独自に設定する科目

大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科において、取得しようとする教科に応じた「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」のうち1以上の科目について修得する必要があります。

4 中学校教員の在職年数を利用して高等学校教諭一種免許状を取得する（別表第8）

有することを必要とする免許状（基礎免許状）			中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）		
①基礎免許状を取得した後、当該学校又は高等学校の教員として良好な成績で勤務した 在職年数			3	3	3
②高等学校の教員として良好な成績で勤務した 在職年数			0	1	2
最低単位数			12	9	6
単位の 内訳	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	－（※）		
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	2	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2	2	1
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	※全ての事項を修得			
大学が独自に設定する科目			8	6	4

※ 地理歴史、公民、情報、工業、家庭の教科について取得する場合は、「大学が独自に設定する科目」として、「教科に関する専門的事項」を修得する必要があります（【修得する単位について】3参照）。

○ 表の見方

高等学校の教員としての在職年数によって、一種免許状の取得に必要な単位数が異なります。

（例）中学校教諭一種免許状（社会）を有し中学校教員として3年勤務しており、かつ、高等学校の教員としての在職年数（H28.4.1以降）が2年の場合で、高等学校教諭一種免許状（公民）を取得するには、次の6単位以上の修得が必要です。

- ・「教科に関する専門的事項」を4単位以上
- ・「各教科の指導法」（公民）を1単位以上
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」1単位以上（表中3科目全ての事項を修得すること）

注意

中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）により高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表のとおりです。

有している中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）の教科の種類	受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）
宗教	宗教

【在職年数について】

- 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- ①の在職年数には、中学校においては、特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程の教員としての期間を、高等学校においては、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程の教員としての期間を含みます（助教諭の期間を除く。）。
- ②の在職年数は、基礎免許状を取得した後の、平成28年4月1日以降の教員（助教諭を含む。）としての期間とし、中高一貫型中学校、中等教育学校、特別支援学校の高等部の教員としての期間を含みま
す（免許状に定められることになる教科以外の教科の教員としての期間も含む。）。
ただし、①の在職年数として算入した期間については②の在職年数として算入することはできません。
- 非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて、在職年数を計算します。
- 在職年数には、休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

【修得する単位について】

- 単位については、基礎免許状の取得後に、大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 「各教科の指導法」の単位は、取得する免許教科について修得するものとします。
- 高等学校教諭一種免許状（教科「地理歴史」、「公民」、「情報」又は「工業」）を取得する場合、「教科又は教職に関する科目」については、下表の「教科に関する科目」を含んで修得する必要があります。

教科	修得を必要とする「教科に関する科目」	単位数
地理 歴史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌	1以上の科目について 1単位以上
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1以上の科目について 1単位以上
情報	情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マルチメディア技術	各科目1単位以上 （最低単位数が6又は4単位 の場合、2科目をそれぞれ1 単位以上）
工業	工業の関係科目 職業指導	各科目2単位以上

※ 一般的包括的内容を含んで修得する必要はありません。

※ 「 」書きについては、そのうち1以上の科目について修得することが必要です。

※ ()書きの内容を含むことが必要です。

- 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目については、最低単位数が1単位の場合も含め、全ての事項を含むことが必要です。

○高等学校「教科に関する専門的事項」

教科	教科に関する専門的事項に関する科目	教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	○国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） ○国文学（国文学史を含む。） ○漢文学	看護	○「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 ○看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） ○看護実習
地理 歴史	○日本史 ○外国史 ○人文地理学・自然地理学 ○地誌	家庭	○家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ○被服学（被服実習を含む。） ○食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ○住居学 ○保育学
公民	○「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 ○「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 ○「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	情報	○情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理 ○コンピュータ・情報処理 ○情報システム ○情報通信ネットワーク ○マルチメディア表現・マルチメディア技術
数学	○代数学 ○幾何学 ○解析学 ○「確率論、統計学」 ○コンピュータ	農業	○農業の関係科目 ○職業指導
理科	○物理学 ○化学 ○生物学 ○地学 ○「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	工業	○工業の関係科目 ○職業指導
音楽	○ソルフェージュ ○声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） ○器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） ○指揮法 ○音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	商業	○商業の関係科目 ○職業指導
		水産	○水産の関係科目 ○職業指導
美術	○絵画（映像メディア表現を含む。） ○彫刻 ○デザイン（映像メディア表現を含む。） ○美術理論・美術史（観賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	福祉	○社会福祉学（職業指導を含む。） ○高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 ○社会福祉援助技術 ○介護理論・介護技術 ○社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） ○人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 ○加齢に関する理解・障害に関する理解

教科	教科に関する科目	教科	教科に関する科目
工 芸	○図法・製図 ○デザイン ○工芸製作（プロダクト制作を含む。） ○工芸理論・デザイン理論・美術史（観賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	商 船	○商船の関係科目 ○職業指導
書 道	○書道（書写を含む。） ○書道史 ○「書論、観賞」 ○「国文学、漢文学」	職業指導	○職業指導 ○職業指導の技術 ○職業指導の運営管理
保健 体育	○体育実技 ○「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） ○生理学（運動生理学を含む。） ○衛生学・公衆衛生学 ○学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	英 語	○英語学 ○英語文学 ○英語コミュニケーション ○異文化理解
保 健	○「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 ○衛生学・公衆衛生学 ○学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	宗 教	○宗教学 ○宗教史 ○「教理学、哲学」

備考

- 1 各科目1単位以上修得するものとします。ただし、別表第3を適用する場合において、最低単位数が3～5の場合、「地理歴史」「数学」「理科」「音楽」「美術」「工芸」「書道」「保健体育」「家庭」「情報」「福祉」並びに「英語」においては、3科目について各1単位以上修得することで足りります。
- 2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によります。
- 3 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、その教科に関する科目の1以上にわたって行うものとします。
- 4 「福祉」の科目について、平成23年3月31日までに課程認定大学等に入学した者については、次の場合、教科に関する科目の最低単位数を修得した者とみなします。
 - ・平成26年3月31日までに旧規則の規定により教科に関する科目の最低単位数を修得した場合
 - ・平成23年3月31日に在学し、卒業までに旧規則の規定により教科に関する科目の最低単位数を修得した場合

【旧規則における「福祉」の教科に関する科目】

 - ・社会福祉学（職業指導を含む。）
 - ・高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉
 - ・社会福祉援助技術
 - ・介護理論及び介護技術
 - ・社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）

※下のページ番号をクリックするとそのページに戻ることができます。
 大学等卒業（[2ページ](#)）、上位免許取得（[4ページ](#)、[5ページ](#)、[6ページ](#)、[7ページ](#)、[8ページ](#)）、
 他教科免許取得（[9ページ](#)）、他校種免許取得（[10ページ](#)）